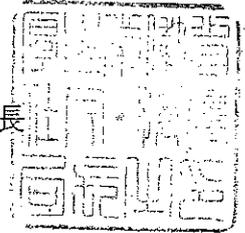




社援発 0330 第 6 号  
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

社会福祉法人が身体障害者福祉ホームの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成 12 年 9 月 8 日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 24 年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

旧	新
<p>障 第 6 6 9 号 社 援 第 2 0 2 8 号 平 成 1 2 年 9 月 8 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 核都市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長</p> <p>国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 身体障害者福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）</p> <p>従来、<u>身体障害者福祉ホーム</u>については、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け て設置することを認めてきたところですが、 身体障害者福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、身体障害者 福祉ホームの設置に必要な土地及び建物のいづれについても、身体障害者福祉ホームの設置 者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け ていることが原則であつて望ましいと考えられます。 その一方で、身体障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動 の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、<u>身体障害者福祉 ホーム</u>は、このような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。 このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、<u>身体障害者福祉ホーム</u>の設置について とおりに要件緩和を行うこととしましたので、貴職において<u>身体障害者福祉ホーム</u> の設置認可を行う際に適切な御配慮をお願いいたします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の 規定に基づき技術的助言として発出するものです。</p>	<p>障 第 6 6 9 号 社 援 第 2 0 2 8 号 平 成 1 2 年 9 月 8 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 殿 各 核都市市長</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長</p> <p>国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が 福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）</p> <p>従来、<u>福祉ホーム</u>については、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等 地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受け設置する ことを認めてきたところですが、 <u>福祉ホーム</u>を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、<u>福祉ホーム</u>の設置に必 要な土地及び建物のいづれについても、<u>福祉ホーム</u>の設置者が所有権を有しているか、又は 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であつて望まし いと考えられます。 その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場 の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、<u>福祉ホーム</u>は、この ような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。 このため、今般、従来の取扱いを改めることとし、<u>福祉ホーム</u>の設置については、下記の とおりに要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いいたします。 なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の 規定に基づき技術的助言として発出するものです。</p>

新記

1 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を営んでいる既存の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2 (略)

旧記

1 要件緩和の内容

身体障害者福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、身体障害者福祉更生保護施設を営んでいる既存の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、身体障害者福祉ホームを営む事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

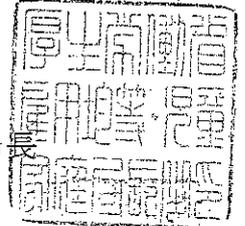
2 (略)



雇児発 0330 第 1 号  
社援発 0330 第 7 号  
老発 0330 第 5 号  
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用児童・家庭局長



厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長



「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設  
を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について

社会福祉法人が通所施設を設置する場合の要件緩和については、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

旧

障第670号  
社撰第2029号  
老発第628号  
児発第732号  
平成12年9月8日

都道府県知事  
指定都市市長  
中核都市市長  
各 殿

厚生省大臣官房障害保健福祉部長  
厚生省社会・援護局長  
厚生省老人保健福祉局長  
厚生省児童家庭局長

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて  
既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設を設置する法人が所有権を有していることとを条件にしてきたところである。法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設を設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設を設置する法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要がある。そのため、今後、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

新

障第670号  
社撰第2029号  
老発第628号  
児発第732号  
平成12年9月8日

都道府県知事  
指定都市市長  
中核都市市長  
各 殿

厚生省大臣官房障害保健福祉部長  
厚生省社会・援護局長  
厚生省老人保健福祉局長  
厚生省児童家庭局長

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて  
既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）が通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設を設置する法人が所有権を有していることとを条件にしてきたところである。法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設を設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設を設置する法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要がある。そのため、今後、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従来の取扱いを改めることとし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合には、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

新

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。))又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営む若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。))が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業(児童発達支援又は医療型児童発達支援に限る。)
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。))又は児童自立支援施設(通所部に限る。))
- ③ 障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。))、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)

④ 保育所又は児童家庭支援センター

⑤ 母子福祉施設

⑥ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター

⑦ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

⑧ 地域活動支援センター

(2) (略)

① (略)

② (略)

(3) (略)

2

旧

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものです。

記

1 要件緩和の内容

(1) 既設法人(第一種福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げるものに限る。))又は第二種社会福祉事業のうち保育所を営む若しくは精神障害者社会復帰施設を営む事業を行うものに限る。))が以下に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産のすべてについて、国及び地方公共団体の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。))又は肢体不自由児施設(通所施設に限る。))
- ② 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。))又は児童自立支援施設(通所部に限る。))

③ 身体障害者授産施設(通所施設に限る。))、小規模通所授産施設(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第1条の規定により社会福祉事業とされる通所施設をいう。以下同じ。))に該当するものを除く。)

④ 知的障害者更生施設(通所施設に限る。))又は知的障害者授産施設(通所施設に限る。))、小規模通所授産施設に該当するものを除く。)

⑤ 保育所又は児童家庭支援センター

⑥ 母子福祉施設

⑦ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター

⑧ 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設

⑨ 知的障害者デイサービスセンター

⑩ 精神障害者社会復帰施設のうち精神障害者授産施設(通所施設に限る。))、小規模通所授産施設に該当するものを除く。)、精神障害者福祉工場又は精神障害者地域生活支援センター

(2) (略)

① (略)

② (略)

(3) (略)

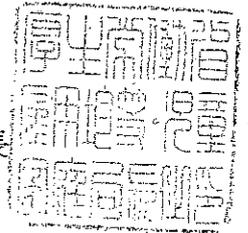
2 (略)



雇児発 0330 第 3 号  
社援発 0330 第 8 号  
老発 0330 第 6 号  
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の  
資産要件等について」の一部改正について

社会福祉法人が居宅介護事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

新

障第671号  
社稟第2030号  
老発第629号  
児発第733号  
平成12年9月8日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
各 中核都市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長  
厚生省社会・援護局長  
厚生省老人保健福祉健康局長  
厚生省児童家庭局長

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の  
資産要件等について（通知）

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業の安定性・継続性を確保する必要があるため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところである。特に、社会福祉施設を営まない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしていたところである。

他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。

このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし

旧

障第671号  
社稟第2030号  
老発第629号  
児発第733号  
平成12年9月8日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
各 中核都市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長  
厚生省社会・援護局長  
厚生省老人保健福祉健康局長  
厚生省児童家庭局長

居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の  
資産要件等について（通知）

社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業の安定性・継続性を確保する必要があるため、その設立を認可するための所要の資産要件等が定められているところである。特に、社会福祉施設を営まない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立時において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしていたところである。

他方、居宅介護等事業（いわゆるホームヘルプ事業）については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、今後、地域福祉の推進を図る上で重要となります。このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるとなるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし

新

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め  
ましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第  
1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等  
居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭  
居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業(居宅介護、  
重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。)をいう。以下同じ。)の経営目  
的として法人を設立する場合においては、次に掲げる要件を満たしていれば、  
1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限  
る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定す  
る特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の  
市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上に  
わたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共  
団体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指  
定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サ  
ービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障  
害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス  
事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。  
居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲  
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経  
営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事  
業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。)  
又は老人デイサービス事業
- ③ 重度障害者等包括支援
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センターを営む事業

旧

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め  
ましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第  
1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等  
居宅介護等事業(児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅  
介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅  
介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業をい  
う。以下同じ。)の経営を目的として法人を設立する場合においては、次に掲  
げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実  
な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定す  
る特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の  
市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上に  
わたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団  
体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定居  
宅サービス事業者の指定又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、  
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)若しくは児童福祉法(昭和22  
年法律第164号)に基づく指定居宅支援事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。  
居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲  
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経  
営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事  
業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業  
及び精神障害者地域生活支援センターを営む事業
- ② 児童デイサービス事業、老人デイサービス事業、身体障害者デイサービス  
事業及び知的障害者デイサービス事業
- ③ 小規模通所授産施設(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第1条の  
規定により社会福祉事業とされる通所施設)を営む事業(居宅介護等事  
業の経営を目的として法人を設立後、当該居宅介護等事業の経営の実績が3  
年以上である)を営むものとする。

新

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を営むようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 (略)

旧

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること

3 定款変更の認可申請

2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を営むようとする場合その他本通知に定める資産要件等を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。

4 (略)

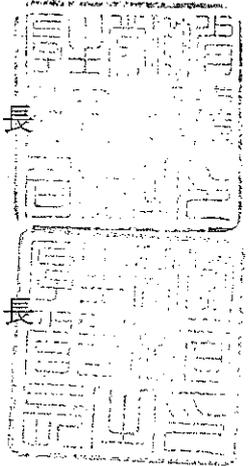


社援発 0330 第 9 号  
老発 0330 第 7 号  
平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長



「地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の  
資産要件等について」の一部改正について

社会福祉法人が地域・共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を  
設立する場合の要件緩和については、「地域・共同生活援助事業の経営を目的と  
して社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30  
日付け社会・援護局長、老人保健福祉局長）により定められておりますが、今  
般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとい  
たしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たって  
いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245  
条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し  
添えます。

旧

新

社援発第 0830007 号  
老発第 0830006 号  
平成 14 年 8 月 30 日

社援発第 0830007 号  
老発第 0830006 号  
平成 14 年 8 月 30 日

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核都市市長

都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核都市市長

厚生省社会・援護局長  
厚生省老健局長

厚生省社会・援護局長  
厚生省老健局長

地域・共同生活援助事業の経営を目的として  
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）

共同生活援助事業等の経営を目的として  
社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）

認知症対応型老人共同生活援助事業、知的障害者地域生活援助事業又は精神障害者地域生活援助事業（以下「地域・共同生活援助事業」という。）は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。

認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助に係るものに限る。）（以下「共同生活援助事業等」という。）は、各地域に根ざしたきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上で重要であります。

一方、地域・共同生活援助事業を営む社会福祉法人（以下「法人」という。）を含めた社会福祉施設を営まない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならぬこととしてきてきたところです。

一方、共同生活援助事業を営む社会福祉法人（以下「法人」という。）を含めた社会福祉施設を営まない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならぬこととしてきてきたところです。

法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、地域・共同生活援助事業の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところろです。つきましては、貴職におかれまして

法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今後同事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところろです。つきましては、貴職におかれましては、

共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にかんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配慮お願い申し上げます。  
なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産は、共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしたときは、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実に有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法(昭和22年法律第104号)に基づき指定障害児通所支援事業者(保育所等訪問支援事業者を除く。)の指定を受けていること。  
② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 共同生活援助事業等と併せて行うことができる事業  
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)、又は障害児通所支援事業を営む事業
- ③ 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。)
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センター

は、地域・生活援助事業の利用者の生活に与える影響にかんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配慮お願い申し上げます。  
なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第1項の規定に基づき技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 地域・共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産は、共同生活援助事業の経営を目的として法人を設立する場合において、次に掲げる要件を満たしたときは、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実に有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該地域・共同生活援助事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき指定居宅サービス事業者の指定又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第317号)に基づき指定居宅支援事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

2 地域・共同生活援助事業と併せて行うことができる事業  
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、地域・共同生活援助事業の経営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、地域・共同生活援助事業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業及び精神障害者地域生活支援センターを営む事業
- ② 老人デイサービス事業、身体障害者デイサービス事業及び知的障害者デイサービス事業
- ③ 老人居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること。

- 3 定款変更の認可申請  
2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業等以外の他の社会福祉事業を行う場合など本通知に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行うものとすること。

4 その他

社会福祉施設を営まない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社撰第2618号厚生省社会・課護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合には、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること」とされているが、この取扱いに基づく共同生活援助事業等の経営を目的とする法人の設立については、特に変更が生じるものではないこと。

なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること。

- 3 定款変更の認可申請  
2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、共同生活援助事業以外の他の社会福祉事業を行う場合など本通知に定める事項を満たさなくなるような場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款変更の認可申請を行うものとすること。

4 その他

社会福祉施設を営まない法人については、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社撰第2618号厚生省社会・課護局長等通知)の別紙1社会福祉法人審査基準第2の2の(1)のウのただし書において、「委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合には、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができること」とされているが、この取扱いに基づく地域・共同生活援助事業の経営を目的とする法人の設立については、特に変更が生じるものではないこと。